

南区青少年の地域活動拠点づくり事業補助金交付要綱

制定 令和5年11月9日こ青育第738号（こども青少年局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、南区青少年の地域活動拠点づくり事業（以下「事業」という。）の運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集う場や様々な体験交流の場を提供し、青少年の成長を支援することを目的とする。

2 事業に係る経費の補助等については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）（以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助事業者）

第2条 補助金の交付を申請できる事業者は、市長が選定及び認定した南区青少年の地域活動拠点の運営団体（以下「運営団体」という。）とする。

（事業の実施）

第3条 運営団体は、南区青少年の地域活動拠点づくり事業実施要綱第4条に掲げる事業を実施し、同条第1項第1号から4号については必ず実施するものとする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象経費は、南区青少年の地域活動拠点づくり事業の趣旨を達成するために必要な経費とし、別表1に定める基準に基づき、予算の範囲内で交付する。ただし、国又は地方公共団体等の他機関から交付される金額、団体として負担すべき金額及び実費負担に係る収入を控除した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上の必要性が高いとはいえない経費については、本補助金の対象外とする。

（交付の申請）

第5条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除

税額が明らかでないものについては、この限りではない。

- 3 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、南区青少年の地域活動拠点づくり事業補助金交付申請書（第1号様式）を用いなければならない。
- 4 前項の申請書には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。
 - (1) 南区青少年の地域活動拠点づくり事業計画書（第2号様式）
 - (2) 南区青少年の地域活動拠点づくり事業収支予算書（第3号様式）
- 5 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 定款等
 - (2) 役員名簿
- 6 補助金規則第5条第3項の規定により市長が補助金交付申請書への記載及び添付を省略させることができる書類は次のとおりとする。
 - (1) 記載を省略することができる事項
 - ア 補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
 - イ 交付を受けようとする補助金等の算出の基礎
 - (2) 添付を省略することができる書類
 - ア 補助金等の交付の申請時における補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類
 - イ 補助事業等の経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類

（交付の決定の通知）

- 第6条 市長は、交付申請書等を受理したときは、速やかにその内容を審査して交付の可否を決定し、交付にあたっての条件等を付した次の各号に定める書類を交付するものとする。
- (1) 南区青少年の地域活動拠点づくり事業補助金交付決定通知書（第4号様式）
 - (2) 南区青少年の地域活動拠点づくり事業補助金不交付決定通知書（第5号様式）

（申請の取下げ）

- 第7条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取り下げの期日は、補助事業者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

（補助金交付の請求）

- 第8条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、南区青少年の地域活動拠点づくり事業補助金請求書（第6号様式）により行わなければならない。

（交付の時期等）

- 第9条 補助事業者の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合は、補助金規則第17条ただし書の規定により、補助事業

の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。ただし、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部の交付を受けた場合は、補助金の精算を行わなければならない。

(実績報告)

第10条 補助金規則第14条第1項の規定により、運営団体が市長への報告に用いる書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。

(1) 南区青少年の地域活動拠点づくり事業報告書（第7号様式）

(2) 南区青少年の地域活動拠点づくり事業収支決算書（第8号様式）

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

3 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告への添付を省略させることができる書類は、補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助事業者等の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、青少年の地域活動拠点づくり事業消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第9号様式）により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の一部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金等の額の確定等)

第12条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、南区青少年の地域活動拠点づくり事業補助金額確定通知書（第10号様式）により行うものとする。

(変更等)

第13条 運営団体は、南区青少年の地域活動拠点づくり事業補助金交付決定通知書（第4号様式）の交付を受けた事業の内容等を変更しようとするとき又は当該事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。なお、補助金額の変更を伴わない、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 前項に定める事業内容の変更により、青少年の地域活動拠点づくり事業収支予算書（第3号様式）の補助金総額又は補助金内訳金額の増額が生じる場合は、運営団体は南区青少年の地域活動拠点づくり事業補助金交付変更申請書（第11号様式）を市長に提出

するものとする。

3 前項の申請書には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 南区青少年の地域活動拠点づくり事業変更計画書（第12号様式）
- (2) 南区青少年の地域活動拠点づくり事業変更収支予算書（第13号様式）

4 市長は、南区青少年の地域活動拠点づくり事業補助金交付変更申請書（第11号様式）を受理したときは、速やかにその内容を審査して変更の可否を決定し、交付にあたっての条件を付した南区青少年の地域活動拠点づくり事業補助金交付変更決定通知書（第14号様式）又は南区青少年の地域活動拠点づくり事業補助金交付変更却下決定通知書（第15号様式）をもって運営団体に通知するものとする。

（財産の処分の制限）

第14条 補助金規則第25条の規定により財産の処分の制限がかからなくなるために必要となる市長が定める期間は、「補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物」並びに「補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械器具等」については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）の規定を準用する。

（関係書類の整備）

第15条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

（書類の閲覧）

第16条 運営団体及び市長は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、個人情報に該当する部分を除いて、次の各号に定める書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 第5条第3項、第4項及び第5項第1号に規定する書類
- (2) 南区青少年の地域活動拠点づくり事業補助金交付決定通知書及び南区青少年の地域活動拠点づくり事業補助金交付変更決定通知書
- (3) 第10条第1項第1号及び第2号に規定する書類
- (4) 第13条第2項及び第3項に規定する書類

2 前項の規定による閲覧は、次の表に定めるところにより行うものとする。

	運営団体	市長
閲覧場所	運営団体の事務所又は運営団体が指定する場所	こども青少年局青少年育成課
閲覧時間	運営団体が指定する時間	月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）で規定する休日を除く。
閲覧期間	第5条第3項、第4項及び第5項第1号、第13条第2項及び第3項に規定する書類、南区青少年の地域活動拠点づくり事業補助金交付決定通知書及び南区青少年の地域活動拠点づくり事業補助金交付変更決定書にあっては補助金の交付を受けた日から、第10条第1項第1号及び第2号に規定する書類にあっては当該書類を市長に提出した日からそれぞれ2年間とする。	

3 閲覧の申出は、閲覧に供する者に閲覧票（第16号様式）を提出することにより行う。

（個人情報の保護）

第17条 運営団体は、この事業による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、この事業の実施にあたり別に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守し、事業で得られた個人情報の保護の徹底を図らなければならない。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、こども青少年局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年11月22日から施行する。

別表 1

項目		対象とする経費	上限額
1	人件費	交通費、社会保険料等を含む総人件費を対象とする。 (1) 統括スタッフ（常勤） (2) 一般スタッフ（非常勤）	(1) 4,500,000 円 (2) 3,600,000 円
2	事業費	講師謝金、ボランティア謝金、交流事業等にかかる消耗品費・保険料など	1,000,000 円
3	広報費	広報にかかる印刷製本費など	300,000 円
4	修繕費	備品修繕費、施設修繕費など	300,000 円
5	光熱水費・施設管理費等	光熱水費、清掃費、施設点検費用など	1,300,000 円
6	事務費	電話代、郵送代金、事務用品購入等の消耗品費など	1 から 5 を合計した金額の 10%を上限とする
7	賃借料	青少年の地域活動拠点運営に係る賃借料	2,500,000 円
8	その他経費	1 から 7 に定めるものの他、市長が特に必要と認めるもの	

南区青少年の地域活動拠点づくり事業補助金交付申請書

年 月 日

横浜市長

（申請者）運営団体名

所在地 〒

代表者名

年度南区青少年の地域活動拠点づくり事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び南区青少年の地域活動拠点づくり事業補助金交付要綱を遵守します。

1 拠点名

南区青少年の地域活動拠点 （名称） _____

2 補助金交付申請額

円 （事業費総額： 円 ）

3 補助事業の目的及び内容

4 補助金の支払方法及びその理由

5 添付書類

- （1）南区青少年の地域活動拠点づくり事業計画書（第2号様式）
- （2）南区青少年の地域活動拠点づくり事業収支予算書（第3号様式）
- （3）定款等
- （4）役員名簿

※この書類及び添付書類は、補助金交付が決定した場合、横浜市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の供覧に供しなればなりません。

※提出していただいた資料の個人情報、原則として当該事業にかかる手続きのみに使用し、横浜市個人情報の保護に関する条例第10条に定める場合を除き、目的以外に利用することはありません。

第2号様式（第5条第4項）

南区青少年の地域活動拠点づくり事業計画書

南区青少年の地域活動拠点（名称）

事業名
実施期間
内 容
開所時間外に行う業務

第2号様式及び第7号様式（別紙）（第5条第4項及び第10条第1項）

年度 南区青少年の地域活動拠点づくり事業年間計画及び実績報告書

（別紙）

南区青少年の地域活動拠点

【目標値】 地域活動拠点年間延べ利用者数目標値

青少年計： _____ 人

【実績】 地域活動拠点年間延べ利用者数

青少年計： _____ 人

事業名		
<事業の機能・性質>	【計画】 対象者・人数と実施時期・回数	【実績】 対象者・人数と実施時期・回数
	○実施時期：	○実施時期：
	○実施回数：	○実施回数：
	○内訳：	○内訳：
目的・実施内容		
1 <目的・ねらい>		
<実施内容> 		
<連携団体・参加団体・地域の協力者 等> 		
<振り返り> 		

南区青少年の地域活動拠点づくり事業収支予算書

南区青少年地域活動拠点 （名称）

収入合計
支出合計

円
円

1 収入の部 (円)

項 目	金 額	説 明
合 計		

2 支出の部 (円)

項 目	金 額		説 明
	補助金	その他	
1 人件費			
2 事業費			
3 広報費			
4 修繕費			
5 光熱水費・施設管理費等			
6 事務費			
7 賃借料			
8 その他			
合 計			

南区青少年の地域活動拠点づくり事業補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

横浜市長

印

年 月 日に申請のありました南区青少年の地域活動拠点づくり事業補助金について、次の条件を付して交付することと決定しましたので通知します。

なお、交付する補助金の額については、実績報告関係書類の提出後に補助金額確定通知書（第10号様式）をもって確定します。

1 拠点名

南区青少年の地域活動拠点 (名称) _____

2 補助金交付額 円

3 補助事業の目的及び内容

4 交付の時期及び方法

5 交付条件

- (1) 青少年の地域活動拠点づくり事業実施のために使用し、他の事業に流用しないこと。
- (2) 補助金申請書の内容の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに、市長に報告し、その指示を受けること。
- (5) 事業終了後、収支決算及び事業報告書を提出すること。
- (6) 剰余金が生じたとき及び不正な手続等で補助金の交付を受けたときは、補助金の返還をすること。
- (7) 横浜市が必要と判断した場合には、調査を受けること。

6 注意事項

この書類及び添付書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

担当
電話

第5号様式（第6条）

南区青少年の地域活動拠点づくり事業補助金不交付決定通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

横浜市長

印

年 月 日に申請のありました標記補助金については、交付しないことに決定しましたので通知します。

（不交付の理由）

担当
電話

第6号様式（第8条）

南区青少年の地域活動拠点づくり事業補助金請求書

年 月 日

横浜市長

（申請者）運営団体名

所在地 〒

代表者名

年 月 日に交付決定を受けた補助金について、次のとおり請求します。

1 拠点名

_____南区青少年の地域活動拠点____（名称）_____

2 請求額

円

3 振込先

（1）金融機関名・支店名

銀行

支店

（2）口座番号

普通・当座 NO.

（3）口座名義人

ア 住所

イ ふりがな氏名

第7号様式（第10条第1項）

南区青少年の地域活動拠点づくり事業報告書

年 月 日

横浜市長

（申請者）運営団体名

所在地 〒

代表者名

年 月 日 第 号で補助金交付決定を受けた南区青少年の地域活動拠点づくり事業の実施結果を次のとおり報告します。

1 拠点名	_____ 南区青少年の地域活動拠点 (名称) _____
2 補助金交付額	
3 補助金支出額	
4 期 間	
5 利用者人数	
6 実施内容	
7 共催・協賛・後援の団体名 (該当するものに○)	
8 備 考	

添付書類 南区青少年の地域活動拠点づくり事業収支決算書（第8号様式）

※この書類及び添付書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の供覧に供しなればなりません。

南区青少年の地域活動拠点づくり事業収支決算書

南区青少年地域活動拠点（名称）

収入合計 円
支出合計 円

1 収入の部 (円)

項 目	金 額	説 明
市 補 助 金		
合 計		

2 支出の部 (円)

項 目		金 額		説 明
		補助金	その他	
1	人件費			
2	事業費			
3	広報費			
4	修繕費			
5	光熱水費・施設管理費等			
6	事務費			
7	賃借料			
8	その他			
合 計				

※2 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）第19条第1項各号に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

年 月 日

横浜市長

団体名
所在地 〒

代表者名

南区青少年の地域活動拠点づくり事業消費税及び 地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号で交付決定のあった南区青少年の地域活動拠点づくり事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 拠点名

南区青少年の地域活動拠点 (名称) _____

2 横浜市から交付された補助金等の額の確定額

_____ 円

3 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

_____ 円

4 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

_____ 円

5 補助金返還額（3から4の額を差し引いた額）

_____ 円

6 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類（第9号様式（別紙1又は2））
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(写し)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の
計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人所在地
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額がない理由
 - 免税事業者であり、確定申告を行っていないため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - 消費税を簡易課税方式により申告しているため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - 個別対応方式において、補助金に係る消費税を全て「非課税売上のみ」に要するものとして申告しているため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - 特定収入割合が5%を超えているため、特例計算を適用しており、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - 補助金の使途が全て非課税仕入に該当するため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - その他（ ）

第9号様式（別紙2）（第11条第1項）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の
計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1 法人名

2 法人所在地

3 代表者職氏名

4 補助事業名

5 補助金（申請・実績・確定）額 円

6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円

7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費(補助金の使途)の内訳

区分	課税仕入れ	課税売上げ	非課税売上げ	共通対応分	非課税仕入れ	合計
		対応分	対応分			
経 費 の 内 訳						
	計					

(2) 課税売上割合 %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法

第10号様式（第12条）

南区青少年の地域活動拠点づくり事業補助金額確定通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

横浜市長

印

年 月 日に実績報告書及び関係書類の提出のありました南区青少年の地域活動拠点づくり事業補助金については、次のとおりその額を確定いたしましたので通知します。

1 拠点名

南区青少年の地域活動拠点 (名称) _____

2 補助金交付確定額

円

担当
電話

南区青少年の地域活動拠点づくり事業補助金交付変更申請書

年 月 日

横浜市長

（申請者）運営団体名

所在地〒

代表者名

年 月 日に交付決定を受けた南区青少年の地域活動拠点づくり事業補助金について、次のとおり変更を申請します。

1 拠点名

_____ 南区青少年の地域活動拠点 _____（名称）_____

2 補助金交付金額の変更（あり なし）

（1）交付変更申請金額

円

（2）交付変更申請金額内訳

交付変更申請金額（A+B）	交付決定済金額（A）	追加交付申請金額（B）
円	円	円

（3）変更の目的及び内容

（4）補助金の支払方法及びその理由

3 補助金内訳金額の変更（あり なし）

（1）変更する内訳項目及び金額

項目		変更後	変更前
1	人件費	円	円
2	事業費	円	円
3	広報費	円	円
4	修繕費	円	円
5	光熱水費・施設管理費等	円	円
6	事務費	円	円
7	賃借料	円	円
8	その他	円	円

(2) 変更の目的及び内容

4 添付書類

- (1) 南区青少年の地域活動拠点づくり事業変更計画書（第12号様式）
- (2) 南区青少年の地域活動拠点づくり事業変更収支予算書（第13号様式）
- (3) 経費内訳の分かる資料（見積書の写し等）※¹

※1 1件の支払額が10万円を超える契約については領収書の写しを添付してください

※この書類及び添付書類は、補助金交付が決定した場合、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の供覧に供しなればなりません。

※提出していただいた資料の個人情報は、原則として当該事業にかかる手続きのみに使用し、横浜市個人情報の保護に関する条例第10条に定める場合を除き、目的以外に利用することはありません。

第12号様式（第13条第3項）

南区青少年の地域活動拠点づくり事業変更計画書

南区青少年の地域活動拠点（名称）

事業名
実施期間
変更内容

南区青少年の地域活動拠点づくり事業補助金交付変更決定通知書

第 年 月 日 号

様

横浜市長

印

年 月 日に申請のありました南区青少年の地域活動拠点づくり事業補助金変更について、次の条件を付して交付することと決定しましたので通知します。

なお、交付する補助金の額については、実績報告関係書類の提出後に補助金額確定通知書（第10号様式）をもって確定します。

1 拠点名

南区青少年の地域活動拠点 (名称) _____

2 補助金交付金額の変更 (□あり □なし)

(1) 交付変更金額

円

(2) 交付変更金額内訳

交付変更金額 (A+B)	交付決定済金額 (A)	追加交付金額 (B)
円	円	円

(3) 変更の目的及び内容

(4) 交付の時期及びその理由

3 補助金内訳金額の変更 (□あり □なし)

(1) 変更する内訳項目及び金額

項目		変更後	変更前
1	人件費	円	円
2	事業費	円	円
3	広報費	円	円
4	修繕費	円	円
5	光熱水費・施設管理費等	円	円
6	事務費	円	円
7	賃借料	円	円
8	その他	円	円

(2) 変更の目的及び内容

4 交付条件

- (1) 補助金申請書の内容の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに、市長に報告し、その指示を受けること。

5 注意事項

この書類及び添付書類は、横浜市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

担当
電話

第15号様式（第13条第4項）

南区青少年の地域活動拠点づくり事業補助金交付変更却下決定通知書

第 年 月 日

様

横浜市長

印

年 月 日に申請のありました補助金交付変更については、却下することに決定しましたので通知します。

（却下の理由）

担当

電話

閱 覧 票

閲覧に供する者

住 所

閲覧者

氏 名

閲覧しようとする事業の名称	南区青少年の地域活動拠点づくり事業
閲覧しようとする書類を 作成した団体名	
閲覧年月日	年 月 日
※受付処理欄	

※印のある欄は、記載しないでください。